

広島市監査基準

令和2年3月24日

監査委員決定

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の3第1項に規定する監査基準を次のとおり定める。

第1章 一般基準

（監査，検査，審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査，検査，審査その他の行為は，本市の事務の管理及び執行について，法令に適合し，正確で，経済的，効率的かつ効果的な実施を確保し，もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（監査，検査，審査その他の行為の範囲）

第2条 監査委員は，監査，検査，審査その他の行為のうち，次に掲げるもの（以下「監査等」という。）については，法令の規定に基づき，かつ，この基準に従い，実施するものとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査をいう。以下同じ。）
- (2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査をいう。以下同じ。）
- (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。）
- (4) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。）
- (5) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。以下同じ。）
- (6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）
- (7) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項の規定による審査をいう。以下同じ。）

2 監査委員が行うこととされている監査，検査，審査その他の行為のうち，監査等を除くものについては，法令の規定に基づき，かつ，この基準の趣旨に鑑み，実施するものとする。

（倫理規範及び責務）

第3条 監査委員は，高潔な人格を維持し，誠実にその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は，独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は，正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 4 監査委員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。
- 5 監査委員は，自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し，結果に関する報告等を決定し，これを議会並びに市長及び関係のある委員会又は委員（以下「市長等」という。）に提出するものとする。

(研さん)

第4条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの能力の向上と知識の蓄積に努めさせるものとする。

(質の管理)

第5条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる監査、検査、審査その他の行為の質を確保するものとする。

2 監査委員は、前項の目的を達成するため監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容及び結果その他監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第6条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、本市の各組織の目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査等のための人員、時間その他の資源並びにその他の事情又は条件を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 前項の監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第8条 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、監査計画に基づき、監査等の手続を選択し、監査等を実施するものとする。

(監査等の証拠の入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものと

する。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任等)

第12条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第13条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長等に提出するものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

- 4 監査委員は、決算審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 前条に規定する監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨

- (2) 監査等の種類

- (3) 監査等の対象

- (4) 監査等の着眼点

- (5) 監査等の実施内容

- (6) 監査等の結果

- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査又は行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りに

において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (2) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (3) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、現金の出納事務が正確に行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (5) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (6) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3 第1項第6号の監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この項及び次項において同じ。）の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

（合議）

第15条 監査等の実施に当たり、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(6) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。
(公表)

第16条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出又は監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者からこれによる措置を講じた旨の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出又は監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任規定)

第18条 この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2章及び第3章の規定は、この基準の施行の日以後の事務事業に対する監査等について適用し、同日前の事務事業に対する監査等については、なお従前の例による。